

昭和 54 年 11 月 26 日
警察本部訓令第 23 号
警 察 本 部 長

埼玉県警察術科技能等の検定等に関する訓令

(概要)

職員の術科技能等の検定に関し、必要な事項を定めたもので

- 技能検定の種類
- 技能検定等の実施責任者
- 他の機関で行った検定の取扱い
- 退職者の技能検定の取扱い

等について定めている。